(二)　防衛大臣は、(一)により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から保護することを依頼された外国人その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者（(三)において「その他の保護対象者」という。）の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができることとした。（第八四条の三第三項関係）

(三)　(一)により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、その職務を行うに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができることとした。（第九四条の五第一項関係）

4　合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用

(一)　自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（(二)において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができることとした。（第九五条の二第一項関係）

(二)　(一)の警護は、合衆国軍隊等から要請があった場合であって、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うこととした。（第九五条の二第二項関係）

5　合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供

(一)　防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。）から要請があった場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができることとした。（第一〇〇条の六第一項関係）

(1)　自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊

(2)　自衛隊法第八一条の二第一項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警護を行う自衛隊の部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆国軍隊

(3)　保護措置を行う自衛隊の部隊等又は海賊対処行動、弾道ミサイル等を破壊する措置をとるための必要な行動、機雷等の除去若しくは我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う自衛隊の部隊と共に現場に所在してこれらの行動又は活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

(4)　訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う合衆国軍隊

(二)　防衛大臣は、(一)の(1)から(4)までに掲げる合衆国軍隊から要請があった場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該合衆国軍隊に対する役務の提供を行わせることができることとした。（第一〇〇条の六第二項関係）

6　国外犯に係る罰則

一部の罪について、日本国外において犯した者にも適用し、又は刑法第二条の例に従うこととした。（第一二二条の二関係）

二　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正関係

1　協力の対象となる活動及びその態様の追加等

(一)　国際平和協力業務の実施又は物資協力の対象となる国際連携平和安全活動として、国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議等に基づき、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助等を目的として行われる活動であって、二以上の国の連携により実施されるもののうち、次に掲げるものを追加することとした。（第三条第二号及び第六号関係）

(1)　武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

(2)　武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

(3)　武力紛争がいまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

(二)　防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であって、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができることとした。（第二七条関係）

(三)　国際的な選挙監視活動について、紛争による混乱を解消する過程で行われる選挙等を含めることとした。（第三条第四号関係）

(四)　選挙の監視等に係る国際平和協力業務に従事する隊員を選考により採用する者及び自衛隊員以外の関係行政機関の職員に限ることとした。（第一二条及び第一三条第一項関係）

2　国際平和協力業務の種類の追加

(一)　国際平和協力業務の種類として次に掲げる業務を追加することとした。（第三条第五号関係）

(1)　防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護

(2)　矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

(3)　立法又は司法に関する事務に関する助言又は指導

(4)　国の防衛に関する組織等の設立又は再建を援助するための助言若しくは指導又は教育訓練に関する業務

(5)　国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織において行う一定の業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

(6)　自衛隊の部隊等が武力紛争の停止の遵守状況の監視、緩衝地帯における駐留、巡回等の一定の国際平和協力業務（(1)に掲げる業務を含む。）以外の業務を行う場合であって、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護

(二)　(一)の(1)又は(6)に掲げる業務を実施する場合にあっては、国際連合平和維持活動等が実施されること及び我が国が国際平和協力業務を実施することにつき、当該活動が行われる地域の属する国等の同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されていると認められなければならないこととした。（第六条第一項関係）

(三)　内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等が(一)の(1)に掲げる業務又は国際連携平和安全活動のために武力紛争の停止の遵守状況の監視、緩衝地帯における駐留、巡回等の一定の業務を実施しようとする場合は、実施計画を添えて国会の承認を求めなければならないこととした。（第六条第七項関係）